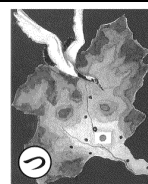




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年10月1日(木) 号外(第1号)

目次

規則

○群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(児童福祉課)

ページ

2

■ 規 則

群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第六十五号

群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

群馬県児童福祉法施行細則(昭和四十二年群馬県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項、第二項及び第四項中「又は第二項」を、「第二項、第二十一項又は第二十二項」に改める。

本則に次の四条を加える。

(登録一時保護委託者の登録の申請)

第四十八条 法第三十四条の二十二第一項及び省令第三十六条の四十八第一項の規定による申請は、登録一時保護委託者登録申請書(別記様式第九十八号)によるものとする。

(登録一時保護委託者の登録等)

第四十九条 知事は、登録一時保護委託者の登録をしたときは登録一時保護委託者登録通知書(別記様式第九十九号)により、登録をしないときは登録一時保護委託者登録拒否通知書(別記様式第一百号)により、申請者に通知するものとする。

(登録一時保護委託者の登録事項の変更の届出)

第五十条 法第三十四条の二十三及び省令第三十六条の五十の規定による届出は、登録一時保護委託者登録事項変更届出書(別記様式第一百一号)によるものとする。

(登録一時保護委託者の登録の消除の申出)

第五十一条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託者の登録の消除を申し出ようとするときは、登録一時保護委託者登録消除申出書(別記様式第一百二号)によるものとする。

別記様式第五十三号中「第33条第1項」を「第33条第 項」に改める。
別記様式に次の五様式を加える。

別記様式第98号(規格A4)(第48条関係)

登録一時保護委託者登録申請書

年 月 日

群馬県知事 宛て

申請者 住 所

氏 名

〔法人等にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名〕

児童福祉法第33条第1項第1号の登録一時保護委託者の登録を受けたいので、同法第34条の22第1項及び児童福祉法施行規則第36条の48第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

施 設 名 称			
施 設 所 在 地			
職員の定数及び 職 務 の 内 容	職名	定数	職務の内容
主な職員の氏名 及 び 経 歴	職名	氏名	主な経歴
添 付 書 類	・欠格事由非該当誓約書 ・定款その他の基本約款（登録申請者が個人である場合を除く。） ・基準適合チェックリスト ・群馬県が定める登録一時保護委託者の基準に適合していることを証する書類		

別記様式第99号(規格A4)(第49条関係)

(指令番号)

登録一時保護委託者登録通知書

年 月 日

様

群馬県知事

年 月 日付けで提出のあった児童福祉法第34条の2第1項に基づく登録一時保護委託者の申請につきまして、基準に適合していると認められるため、登録します。

施設名称	
施設所在地	
登録日	
教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に群馬県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。) この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、群馬県知事を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は群馬県知事となります。)提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。(なお、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)	

別記様式第100号(規格A4)(第49条関係)

(指令番号)

登録一時保護委託者登録拒否通知書

年 月 日

様

群馬県知事

年 月 日付けで提出のあった児童福祉法第34条の2第1項に基づく登録一時保護委託者の申請につきまして、次の理由により登録を拒否したので通知します。

施設名称	
施設所在地	
理由	
教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に群馬県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。) この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、群馬県知事を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は群馬県知事となります。)提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。(なお、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)	

別記様式第101号(規格A4)(第50条関係)

登録一時保護委託者登録事項変更届出書

年 月 日

群馬県知事 宛て

届出者 住 所

氏 名

〔法人等にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け第 号による登録一時保護委託者の登録について、児童福祉法第34条の23及び児童福祉法施行規則第36条の50の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

変 更 日	年 月 日			
変 更 理 由				
施 設 名 称	変更前			
	変更後			
施 設 所 在 地	変更前			
	変更後			
職員の定数及び職務の内容		職名	定数	職務の内容
	変更前			
	変更後			
主な職員の氏名及び経歴		職名	氏名	主な経歴
	変更前			
	変更後			
建物その他設備の規模及び構造	変更前		変更後	
添 付 書 類	・欠格事由非該当誓約書 ・定款その他の基本約款（登録申請者が個人である場合を除く。） ・群馬県が定める登録一時保護委託者の基準に適合していることを証する書類			

別記様式第102号(規格A4)(第51条関係)

登録一時保護委託者登録消除申出書

年 月 日

群馬県知事 宛て

申出者 住 所

氏 名

〔法人等にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け第 号による登録一時保護委託者の登録について、児童福祉法施行規則第36条の51の規定により、消除を申し出ます。

施 設 名 称	
消 除 理 由	

この規則は、
公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
